第四条　保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（保管金提出者が国である場合の払込み）

第五条　取扱官庁は、保管金を提出すべき者が国である場合には、当該提出者が行う国庫内の移換の手続により保管金の払込みをさせることができる。

第八条第二項中「国庫内移換」を「国庫内の移換」に改め、同項第一号中「供託金」を「保管金（裁判所において保管する保管金を除く。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同項第二号中「供託金」を「保管金」に改め、同項第三号中「に供託金」を「から納入告知書の交付を受けて保管金」に改め、同条第五項中「第二項第四号」を「第二項第一号から第三号までのいずれかの規定による国庫金振替書には、納入告知書を、同項第四号」に改める。

第八条の二第一項第一号中「払出科目として」の下に「保管金又は」を加え、「その」を削り、同項第二号及び第三号中「払出科目として」の下に「保管金又は」を加える。

第五条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び第八条の二」を「及び第五項並びに第八条の二」に、「同条第五項中」を「同条第五項中「第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第二項第一号又は第二号」と、「納入告知書を」とあるのは「納入告知書に記載された番号を記録し」と、」に改め、「次条第一項第四号により記録するもののほか、」を削り、「発する国庫金振替書」を「発する国庫金振替書には」に、「送信する国庫金振替書」と」を「送信する国庫金振替書には、同条第五項の規定により記録するもののほか」と、「振替先及び受入科目」とあるのは「振替先、受入科目及びその他の事項」と」に、「項並びに日本銀行本店、納入告知書に記載された番号」を「項を、その他の事項として日本銀行本店」に、「同条第二項及び第三項中」を「同条第二項中「同号により記載するもののほか」とあるのは「前条第五項及び前項第一号により記録するもののほか」と、「付記しなければ」とあるのは「併せて記録しなければ」と、同条第三項中」に改める。

第十六条中「第五条」を「第六条」に改める。

第十八条第一項中「及び第二十条」を「、第二十条及び第二十二条の二第二項」に、「次条において」を「次条及び第二十二条の二第二項において」に改める。

改正後	改正前
歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条に規定する開示請求をする者若しくは行政文書の開示を受ける者、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条に規定する開示請求をする者、同法第四十四条の十三に規定する行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する第三十八条第一項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）により交付を受ける審査請求人若しくは参加人が開示請求に係る手数料若しくは開示の実施に係る手数料、行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料又は交付に係る手数料を次の各号の規定に基づき納付する場合は、別紙書式の納付書によりこれらの手数料を納付させるものとする。	歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条に規定する開示請求をする者若しくは行政文書の開示を受ける者、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条に規定する開示請求をする者又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）により交付を受ける審査請求人若しくは参加人が開示請求に係る手数料若しくは開示の実施に係る手数料又は交付に係る手数料を次の各号の規定に基づき納付する場合は、別紙書式の納付書によりこれらの手数料を納付させるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第三項第一号及び同令第二十五条第三項第一号	三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第一号
［略］	［同上］
四　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（個人情報保護委員会規則第一号）第九条第二項第二号	［号を加える。］
［略］	［同上］
七　［略］	六　［同上］

第二十二条の次に次の一条を加える。

（保管金の払戻しのための国庫金振替書の送信を受けた場合の手続）

第二十二条の二　日本銀行本店が第十四条の規定により読み替えて適用する払込規程第八条第二項第一号の規定により指定歳入歳出外現金出納官吏から国庫金振替書の送信を受けた場合には、返納金額に相当する金額を返納金の戻入れとして記入の手続をし、その旨をセンター支出官（予算決算及び会計令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）を経由して官署支出官（同条第二号に規定する官署支出官をいう。）に通知するため、次条の規定にかかわらず、返納金領収済通知情報をセンター支出官に送信しなければならない。

2　日本銀行本店が第十四条の規定により読み替えて適用する払込規程第八条第二項第二号の規定により指定歳入歳出外現金出納官吏から国庫金振替書の送信を受けた場合には、振替済通知書に集計表を添え、当該歳入を所掌する歳入徴収官に送付しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第十五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。